

## 「みやぎ発展税」活用実績等と今後のあり方について

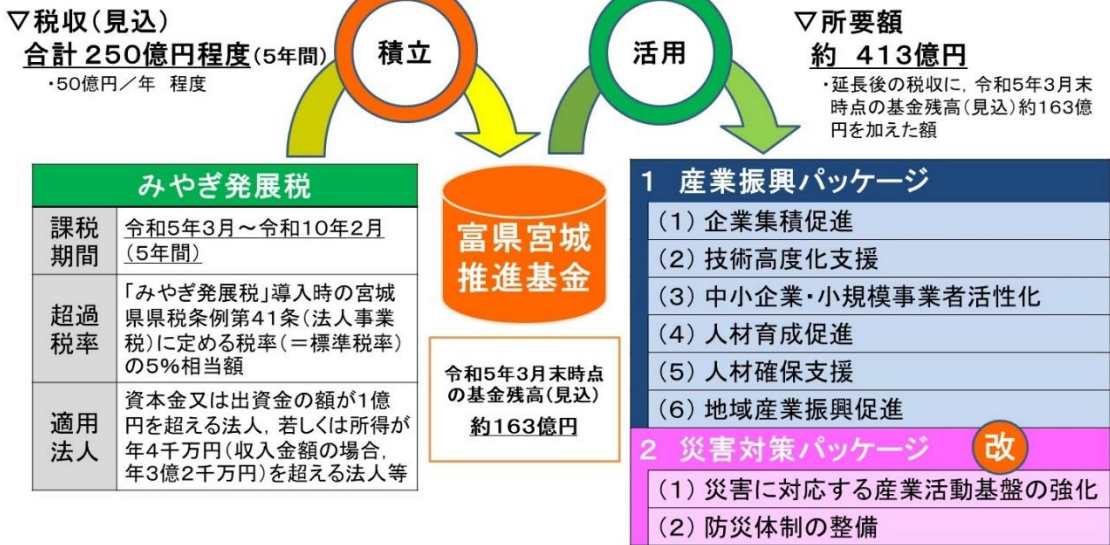
### 1 趣旨及び経過

- 「みやぎ発展税」は、現行の課税期間が令和5年2月28日までとなっていることから、今年2月に設置した庁内検討会議において、これまでの活用事業の実績と成果及び今後のあり方等について検討を重ねた。
- その結果を踏まえ、4月の政策・財政会議において、これまでの取組を継続するとともに、人口減少社会の中での県経済の持続的な発展や、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、激甚化する自然災害などの新たな課題に積極的に対応していくためには、現行の課税制度による期間の5年間延長（令和10年2月29日まで）が必要であるとの執行部としての意思決定を行った。
- その後、5月の常任委員会において報告するとともに、市町村や経済団体等の関係機関から今後の活用方法等についての様々な御意見等をいただいたことから、それらを踏まえた執行部の考え方について報告するもの。

### 2 課税期間延長の場合（第4期）の活用（案）について

- 「みやぎ発展税」は、その税収額と使途の明確化を図るため、今後も富県宮城推進基金に積み立てて管理する。
- 「新・宮城の将来ビジョン」の実現や新たな課題の解決等に向け、県経済の成長を図るための産業振興に関する施策及び大規模な災害による被害の最小化に関する施策に活用する。

【全体像】



※1 毎年度均等配分ではなく、その時々に対応すべき課題に応じて税収内で柔軟に予算化  
 ※2 所要額には、みやぎ企業立地奨励金において、令和4年度までに指定し、令和5年度以降に交付する見込額を含む

### 3 今後のスケジュール

令和4年9月 9月定例会に宮城県県税条例及び富県宮城推進基金条例の改正案を上程